

近畿地方整備局からの情報提供

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 社会資本整備審議会の答申について | ・・・1 |
| 2. 水防法等の改正について | ・・・5 |
| 3. ホットライン活用ガイドラインについて | ・・・10 |
| 4. 水防災意識社会再構築ビジョンの取組の強化について | ・・・12 |

答申の概要(対応すべき主な課題)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

<諮問内容>

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきか。

【一連の台風による被害の特徴】

- 一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害や農業被害が復旧復興に深刻な影響

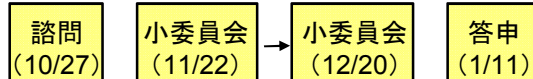
【気候変動・人口減少下における中小河川等の現状】

- 気候変動の影響に伴い集中豪雨発生頻度が高くなると、流下断面が比較的小さいこともあり、洪水氾濫による被害が発生しやすくなる。加えてその沿川は中山間地域である場合が多く、人口減少や高齢化の影響により地域防災力そのものが低下していることから、洪水などの自然災害に対して脆弱な地域となっている
- ・ 中小河川においても平成27年8月答申(社会資本整備審議会)も踏まえ、人命を守り、被害を最小化するハード・ソフト対策を柔軟かつ迅速に進めることが必要
- ・ ハード対策やソフト対策を河川管理者のみならず、流域の関係者が一体となって進めていくことが必要

【平成27年12月答申を踏まえた主な取組状況】

- 国管理河川を中心として「水防災意識社会」の再構築に向け、ソフト対策とハード対策が一体となった取組が全国で展開されており、既に一部では取組による効果も発現
- タイムラインやホットライン等の取組については、国管理河川で効果が発現しており、都道府県管理河川においても、同様の取組を推進することが有効

【審議等経緯】



【委員】

- 委員長 小池俊雄
(東京大学大学院工学系研究科教授)
- 委員 久住時男
(新潟県見附市長)
- 清水義彦
(群馬大学大学院理工学府教授)
- 関根正人
(早稲田大学理工学術院教授)
- 多々納裕一
(京都大学防災研究所教授)
- 田中 淳
(東京大学総合防災情報研究センター長)
- 田村圭子
(新潟大学危機管理本部危機管理室教授)

※敬称略 五十音順

対応すべき主な課題

【関係機関が連携したハード・ソフト対策】

- 都道府県管理河川においても取組を進める必要がある。

【適切な避難のための情報提供・共有】

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない 場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- 浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が必ずしも進んでいない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障。

【河川管理施設の機能の確保】

- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難

【災害リスクに応じた土地利用】

- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、必ずしも適切な土地利用がなされていない。

【中小河川等の治水対策】

- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生。
- 道路、鉄道、農地等において甚大な被害が発生し、復旧・復興が遅延するだけでなく、被災地以外にもその影響が波及。

【地方公共団体への支援】

- 都道府県管理河川は、河川数が多く総管理延長も長いことに加え、地方公共団体職員の減少や経験不足から、広域的かつ激甚な災害が発生した場合、情報収集、提供等の災害対応に支障。また、地方公共団体の被災状況によっては迅速な災害復旧を行うことが困難。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防団体が脆弱化しており、地域防災力が低下。

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応



「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

水害リスク情報等の共有

- ・ 平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・ 水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定の実提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・ 平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

治水対策の重点化と効率的な実施

- ・ 輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・ 迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

土地利用のあり方

- ・ 地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

要配慮者利用施設における確実な避難

- ・ 施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・ 各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・ 水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・ 安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけでなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

本答申における検討対象

- ・ 中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

答申の概要(実施すべき対策)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進

- (1) 水防災意識社会再構築のための協議会を活用した減災対策の推進
 - ・都道府県管理河川においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築

■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- (1) 確実な避難勧告等の発令に対する支援
 - ・各市町村の避難勧告等の発令基準やタイムライン等の点検を実施
 - ・ガイドライン策定等により都道府県管理河川でのホットラインの定着を促進
- (2) 水害リスク情報等の共有
 - ・水位周知河川に指定すべき河川の考え方を明確化し、指定を促進するとともに、早期指定が困難な河川でも浸水想定を簡易に提供する方策を検討
 - ・安価かつ設置容易な水位計の開発・設置の促進及び、水位情報を提供・管理する仕組み、体制の検討を実施
 - ・水位周知河川に指定されていない河川において、浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知する仕組みを構築
 - ・水位周知河川に指定されていない河川において、雨量情報の活用を検討
- (3) 要配慮者利用施設における確実な避難
 - ・施設管理者を対象とした防災情報等の説明会を関係機関と連携して推進
 - ・避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を徹底させるための仕組みを構築
 - ・モデル地区での関係機関による避難確保計画の作成と作成過程で得られた知見を全国展開する取組の実施
 - ・関係機関が連携し地方公共団体の避難確保計画点検用マニュアルを作成

■河川管理施設の効果の確実な発現

- (1) 河川管理施設の効果の確実な発現
 - ・操作不要な樋門等の導入を推進するとともに、地方公共団体以外の団体への操作委託を可能とするなど、確実な施設の運用体制確保の取組を推進
 - ・ICT等の最新技術の活用により河川管理の高度化に向けた取組を推進

■適切な土地利用の促進

- (1) 適切な土地利用の促進
 - ・関係機関と連携した水害リスク情報の提供
 - ・関係機関と連携して、災害危険区域指定事例を周知するなどの取組を検討

■重点化・効率化による治水対策の促進

- (1) 人口・資産が点在する地域等における治水対策
 - ・洪水時の氾濫形態や地域の状況を考慮した上で、輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策により、生活拠点や防災拠点などの中枢機能を重点的に防御する治水対策を推進
 - ・避難場所や避難路の整備を河川改修と併せて実施する際に掘削土を活用するなど、関係者が一体となった取組により整備を促進
 - ・浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となっている自然地形等を保全する仕組みを構築
 - ・多様な機能を有するため池、水田などの機能の保全・有効活用も含め、貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策を地方部においても推進
 - ・流木による橋梁の流下阻害にかかるリスクを地域で確認し、施設管理者と共有・連携の上、阻害解消に向けた取組を推進
 - ・上流域において、流木や土砂の流出抑制の取組を推進
- (2) 上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策
 - ・上下流の河川管理者が協同し、流域全体を考慮した治水対策を推進
 - ・降雨状況の変化等を評価し、必要に応じて治水計画の見直しを実施
 - ・ダムや遊水地などの洪水調節施設の機能向上や運用の工夫など、既存ストックを最大限活用した効率的な下流負荷軽減対策を実施
 - ・大規模水害を受けた水系などにおいて既設ダムの暫定的な運用手法を検討
 - ・都道府県管理河川において、洪水調節施設の機能向上等の高度な技術を要する工事については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (3) 社会経済に大きな影響を与える施設の保全
 - ・河川管理者の治水対策とあわせて、重要施設の管理者が自ら浸水対策を実施するなど、重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- (1) 早期復旧に対する支援
 - ・地方公共団体が行う災害対応力向上にかかる取組に対する支援を強化
 - ・地方公共団体が実施する一連の災害復旧への支援について検討
 - ・緊急的かつ高度な技術を要する災害復旧工事等については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (2) 地方公共団体における災害情報の収集・提供等への支援
 - ・発災前の警戒段階からの支援を検討するとともに、タイムラインの取組を都道府県管理河川においても拡大して推進
 - ・TEC-FORCE、災害査定の実験者など災害対応についての豊富な知見を有する行政経験者や河川管理に関する資格保有者等を活用
- (3) 出水時における水防活動への支援
 - ・建設業者等がより円滑に水防活動を実施できる仕組みを構築

●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

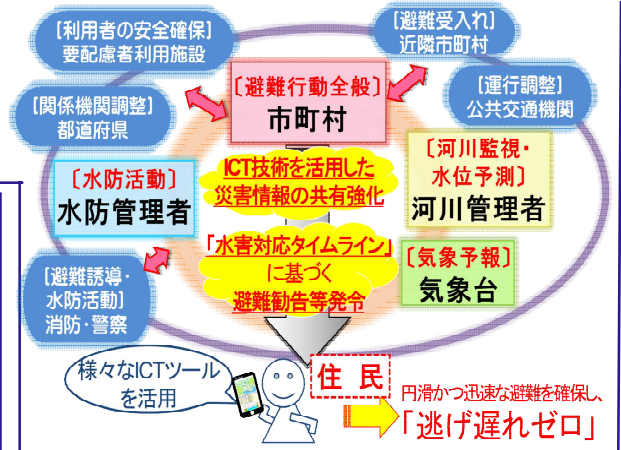
1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
⇒ 関係機関と連携し、
2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み

水防法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十一号

水防法等の一部を改正する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第七條第三項中「この項において」を削る。

第十四條第一項中「次條第一項において」を「以下」に改める。

第十五條第二項第二号中「第十五條の三第一項」を「第十五條の三第六項」に改め、同條第三項

中「その他の者」の下に「第十五條の十一において「住民等」という。」を加える。

第十五條の三第一項中「作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければ」を「作成しなければ」に改め、同條第二項中「作成し、又は自衛水防組織を置いた」を「作成した」に、「当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項」及び「当該計画又は当該事項」を「これ」に改め、同條に次の五項を加える。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者が同項に規定する計画を作成して

いない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の利用者又は管理者に対し、必要な

指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者が、

正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、

同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項

の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置く

よう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたと

きは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報

告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第十五條の五の次に次の七條を加える。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五條の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、

河川区域(河川法第六條第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状

の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含

む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区とし

て指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしよう

とする区域をその区域を含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内

の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、

当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域を含む市

町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五條の七 水防管理者は、前條第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土

交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合に

あつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区

である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標

識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは

除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖繩気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握しよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしよとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

第十九条中「属する者」の下に「並びに水防管理者から委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第二十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

第三十二条第三項中「第十九条中」を「第十九条第一項中」に改め、「及び消防機関に属する者」の下に「並びに水防管理者から委任を受けた者」を、「職員」との下に、「第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」とを加え、「同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」と」を削る。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

(河川法の一部改正)

第二条 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣の施行する工事等)

第十六条の四 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長（以下この条及び第六十五条の三第一項において「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（同条において「都道府県等」という。）における河川の改良工事若しくは修繕（以下この項において「改良工事等」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この項及び第六十条第一項において単に「災害復旧事業」という。）に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事（いづれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。

第二十条中「第十六条の三第一項」の下に、「第十六条の四第一項」を加える。

第二十六条第三項並びに第二十七条第四項及び第六項中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第二章の三中第五十八条の十二を第五十八条の十三とし、第五十八条の十一を第五十八条の十二とする。

第五十八条の十第一項及び第二項中「前条各号」を「第五十八条の九各号」に改め、同条を第五十八条の十一とする。

第五十八条の九の次に次の一条を加える。

(河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八条の十 河川協力団体は、水防法第十五条の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同条第一項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

第六十条第一項中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける」を削る。

第六十五条の二の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用)

第六十五条の三 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事（二級河川の修繕を除く。以下この項において同じ。）に要する費用は、政令で定めるところにより、国が負担金等相当額（都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該都道府県知事等が統括する都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県等が当該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担する。

2 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う二級河川の修繕に要する費用は、政令で定めることにより、当該都道府県等の負担とする。

3 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、前二項の費用の全部又は一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の全部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

4 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、都道府県（その区域内に第一項又は第二項の費用の全部又は一部を負担する指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市に係る部分を除く。）が著しく利益を受ける場合においては、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

5 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 国土交通大臣が第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行った後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければならない。この場合において、第三項又は第四項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。

第六十八条第一項中「第五十八條の十二」を「第五十八條の十三」に改める。

第六百条の三第一項第一号中「第十六條の三第一項」の下に、「第十六條の四第一項」を加え、「第五十八條の十から第五十八條の十二まで」を「第五十八條の十一から第五十八條の十三まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十二條第四項」を「第十六條の四第一項、第三十二條第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十六條の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第三条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第八條の二」に改める。

第八條第一項中「この条において」を削り、同項第四号中「警戒区域内に」の下に「要配慮者利用施設（を、利用する施設）」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「当該施設」及び「これらの施設」を「当該要配慮者利用施設」に改め、同条第二項中「同号に規定する施設」を「要配慮者利用施設」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八條の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第三十條の三」に改める。

第十二条第一項第八号中「規定する水資源開発水系」の下に「（以下この号及び第十九條の二第一項において「水資源開発水系」という。）を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九條の二第一項に規定する特定河川工事を行うこと。

第十九條の次に次の四條を加える。

（特定河川工事の代行）

第十九條の二 機構は、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市における河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事（以下この項において「特定改築等工事」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に係る工事（以下この項において「特定災害復旧工事」という。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める特定改築等工事又は当該河川管理施設に係る特定災害復旧工事（いずれも水資源開発水系に係るものであつて、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、河川法第九條第二項及び第五項並びに第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 機構は、前項の規定により特定河川工事を行う場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事等に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 機構は、第一項の規定により特定河川工事を行うときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による特定河川工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（機構の意見の聴取）

第十九條の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五條第六項の指定の変更又は廃止を行うおとす場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第十九條の四 機構は、都道府県知事等の同意を得た場合でなければ、特定河川工事を廃止してはならない。

2 第十九條の二第四項の規定は、機構が特定河川工事を廃止した場合について準用する。

（河川管理施設及びその敷地である土地の権利の帰属）

第十九條の五 第十九條の二第四項の規定により完了の公示のあつた特定河川工事に係る河川管理施設及びその敷地である土地について機構が取得した権利は、その公示の日の翌日において国に帰属するものとする。

第二十二條第五項中「昭和二十六年法律第九十七号」を削る。

第三章第三節中第三十条の次に次の見出し及び二条を加える。

(費用の負担又は補助)

第三十条の二 機構が第十九条の二第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、政令で定めるところにより、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については同法第二条第三項に規定する補助事業者等と、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用については地方公共団体とみなす。

4 第一項の都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の三 機構が第十九条の四第一項の規定により特定河川工事を廃止したときは、当該特定河川工事に要した費用の負担については、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。
第三十一条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。
第三十七条第二項第四号中「事項」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 特定河川工事に係る業務に関する事項については、国土交通大臣
第四十五条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の項第一号イ中「第十六条の三第一項」の下に、「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を「第五十八条の十一から第五十八条の十三まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務

総務大臣 山本 早苗

国土交通大臣 石井 啓一

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成 29 年 2 月 6 日
水管理・国土保全局河川環境課

「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」の策定について ～ 洪水時に直接市町村長へ河川情報を伝えるホットラインの 都道府県への拡大・定着を図ります ～

国土交通省では、河川管理者が市町村長等へ直接情報を伝達するホットラインの取組を都道府県管理河川へ拡大・定着させるため、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

都道府県においては、減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

◆ガイドライン策定の経緯

- ・洪水時において、河川管理者が市町村長等へ直接河川情報を伝達することは、市町村長が避難勧告等の発令を判断するための支援として、有効な取組みです。
- ・国が管理する河川では、国土交通省の河川事務所長から市町村長等へ直接、河川の状況や今後の見通し等を伝えるホットラインを開設し運用していますが、都道府県においてホットラインが構築されているのは、平成 28 年 10 月現在で、全都道府県の 4 分の 1 にあたる 11 県となっています。
- ・国土交通省では、広く都道府県へのホットラインの拡大・定着が図られるよう、本日、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

◆ホットラインの構築に向けて

- ・都道府県では、各河川に設置される減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

◆ホットラインの主な内容

- ・対象とする河川（洪水予報河川、水位周知河川 等）
※洪水予報河川、水位周知河川の指定状況は、国土交通省ホームページをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/index.html>
- ・実施体制（河川担当部局の長→市町村長を基本）
- ・提供内容（河川水位の変化と今後の見通し、想定される被害内容 等）

◆ホットラインの構築により期待される効果

- ・平常時より、ホットラインの実施体制や提供情報等を事前に調整することにより、限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となります。
- ・急激な水位上昇が想定される中小河川においても、市町村長の気づきを促し、確実な避難行動に結びつけることで人的被害の発生を防ぎます。

本ガイドラインは、国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/chusyou_hotline.pdf

<問合せ先>

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室

企画専門官 宮本 健也（内線：35462）

係長 林 孝（内線：35465）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8448 FAX：03-5253-1603

中小河川におけるホットライン活用ガイドライン

ガイドライン策定の背景

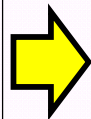
- ◆平成28年台風第10号の小本川の水害では、避難勧告の発令基準に達していたことが、町長に伝わらず、避難勧告が発令されない状況の下、グループホームの入居者9名を始め、死者・行方不明者が21名にのぼった
- ◆国管理の河川では、河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える「ホットライン」を構築済み。都道府県では11県で構築→広く都道府県への拡大を目指す。



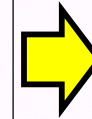
ガイドラインを策定し、ホットラインの取組を広く都道府県に定着させることにより、人的被害の発生を防ぐ

中小河川の特長

- ・急激な水位上昇を伴う
- ・短時間での対応を迫られる



中小河川の特長を踏まえた
ガイドラインを策定



ホットラインの一層の普及

ガイドラインの主な内容

◆定義

- ・河川管理者から市町村長への直接の情報提供

◆対象とする河川

- ・洪水予報河川、水位周知河川 等

◆誰から誰に？（実施体制）

- ・河川担当部局の長⇒市町村長 が基本

◆何を伝えるか？（実施内容）

- ・河川の水位の変化と今後の見通し
- ・想定される被害内容 等

◆実効性を高めるための取組

- ・事前に危険箇所や河川の特長を情報共有
- ・信頼関係の構築
- ・水位計等の観測機器の設置の推進
- ・タイムラインの策定とその活用

※地域の実情に応じ、実効性のあるホットラインとする。

水防災意識社会再構築ビジョンの取組の強化について

○「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組の強化(社会資本総合整備)

水防災意識社会の再構築の取組を、都道府県等管理河川も含めた流域一体で推進するため、「再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施するソフト対策を、新たに総合流域防災事業の事業計画等に追加し、効果促進事業の交付対象とする

現 状

基幹事業の有無	浸水想定区域図作成	ハザードマップ作成等
あり(河川)	○	○
なし(河川) あり(流域)	×	×

対象
拡大

今 後

基幹事業の有無	浸水想定区域図作成	ハザードマップ作成等
あり(河川)	○	○
なし(河川) あり(流域)	○	○

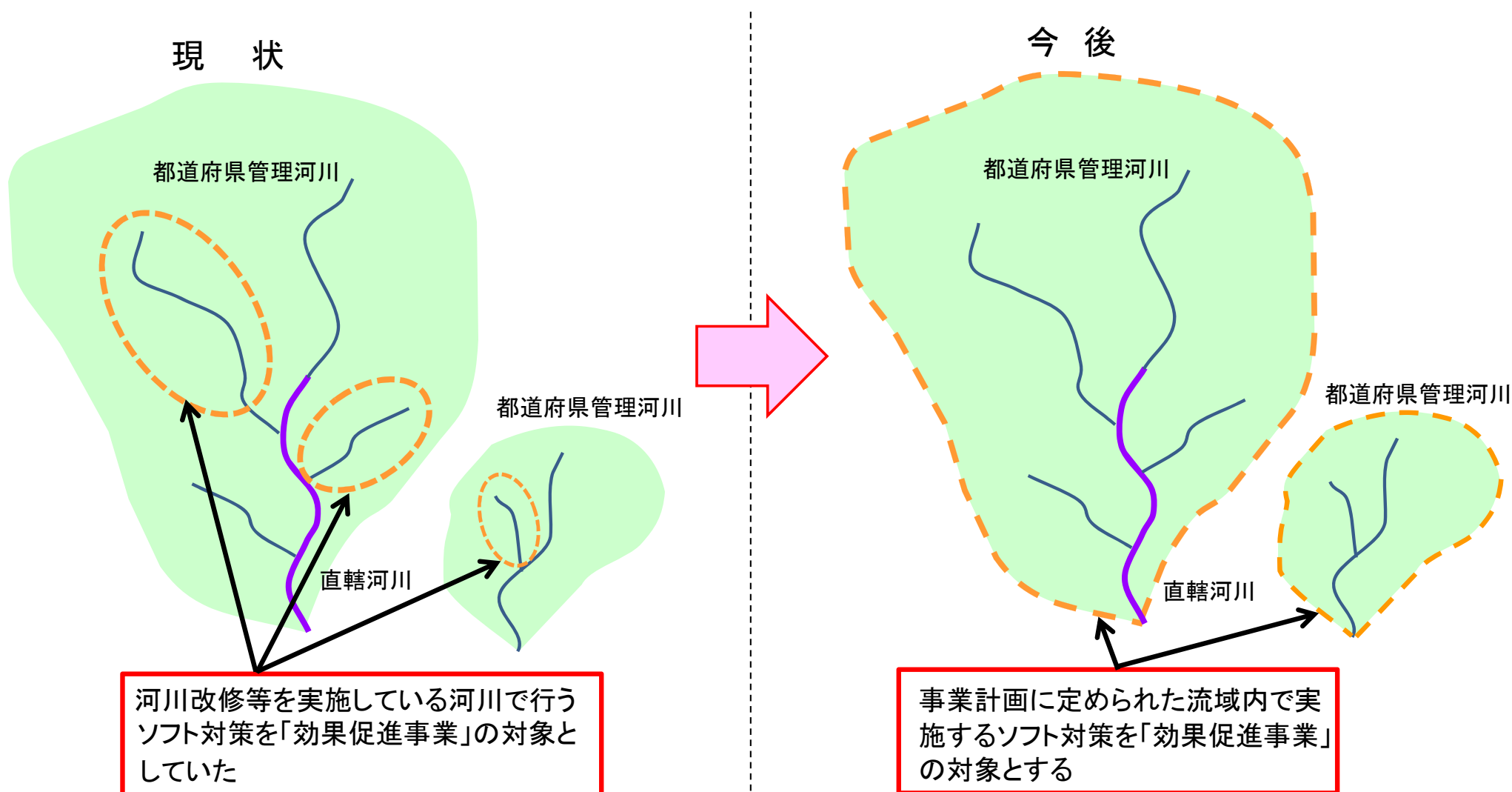
基幹事業※を実施している河川におけるソフト対策が交付対象

※ 社会資本整備総合交付金交付要綱第6の一に定められている事業。河川に関するものは、河川事業(広域河川改修事業等)及びその他総合的な治水事業(総合流域防災事業)

ただし、以下の条件を満たす場合に限る

- ・ 協議会を設置し、流域内のハード・ソフト一体の取組を事業計画等に位置付け
- ・ これまでにハード対策、水位計設置等の観測体制の整備を行っている河川

水防災意識社会の再構築の取組を、都道府県等管理河川も含めた流域一体で推進するため、「再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施するソフト対策を、新たに総合流域防災事業の事業計画に追加し、効果促進事業の交付対象とする。



7月5日からの梅雨前線による 九州北部地方の大雨について

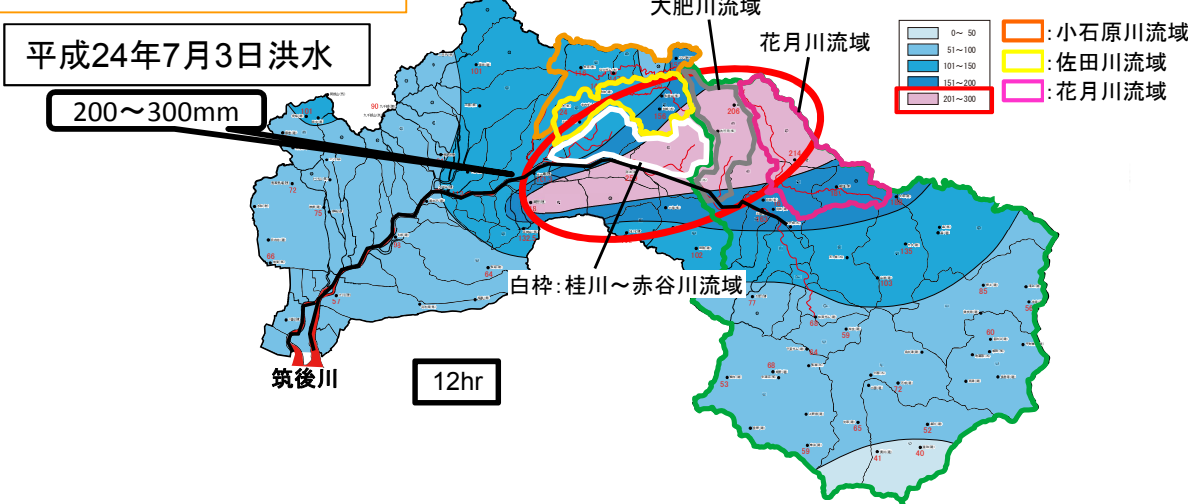
平成29年 7月14日

国土交通省 水管理・国土保全局

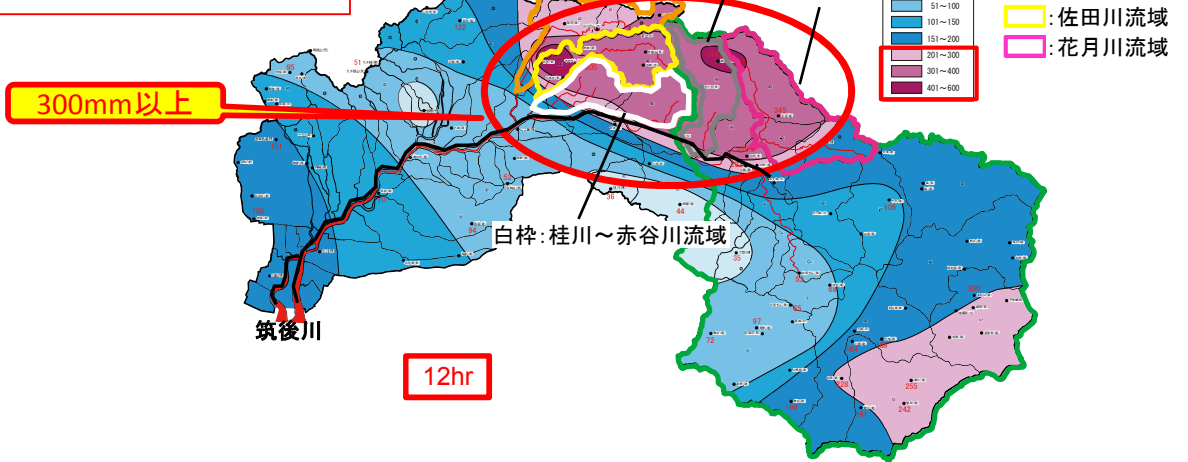
7月5日からの梅雨前線による九州北部地方の大雨の状況(筑後川流域) —平成24年7月洪水との比較—

- ・筑後川水系花月川流域に大きな被害をもたらした平成24年7月3日洪水では、12時間雨量で200～300mm程度の大雨であったが、本年7月5日からの梅雨前線による九州北部地方の大雨(以降、「今回の大雨」という)は筑後川中流域右岸の小石原川流域～花月川流域の範囲にわたって、12時間雨量で300mmを超える大雨となった。
- ・流域平均雨量による評価においても、小石原川流域及び佐田川流域の流域平均量は3時間～24時間の全ての時間において平成24年7月洪水の2倍を超える雨量となっており、花月川流域では、6時間～24時間が1.5倍を超える雨量となった。

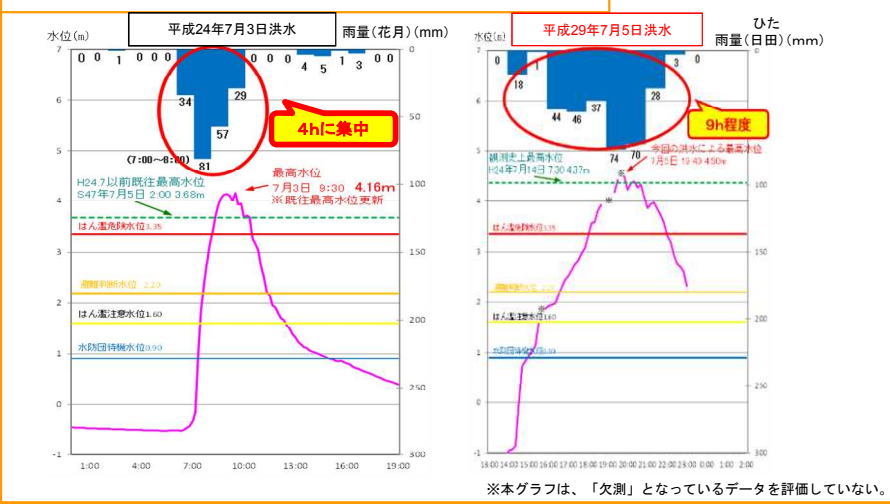
等雨量線図(12時間雨量)



平成29年7月5日洪水



水位・雨量の概要(筑後川水系花月川)



流域平均雨量

○小石原川流域(栄田橋上流)(mm)							○花月川流域 (mm)						
	1hr	3hr	6hr	9hr	12hr	24hr		1hr	3hr	6hr	9hr	12hr	24hr
今次洪水	93.1	211.3	293.4	356.3	365.2	395.2	今次洪水	63.3	168.8	292.7	350.2	373.1	419.3
H24.7.3洪水	51.8	85.3	117.8	120.4	124.8	130.3	H24.7.3洪水	67.8	155.1	188.3	190.0	196.5	198.9
H24.7.14洪水	52.0	76.4	118.3	149.7	151.7	256.8	H24.7.14洪水	54.3	105.4	158.6	179.8	199.4	294.2

○佐田川流域(金丸橋上流)(mm)						
	1hr	3hr	6hr	9hr	12hr	24hr
今次洪水	99.9	227.7	314.8	372.2	382.4	414.4
H24.7.3洪水	49.0	91.0	127.8	130.5	135.0	137.9
H24.7.14洪水	47.6	106.7	125.7	148.5	150.1	292.9

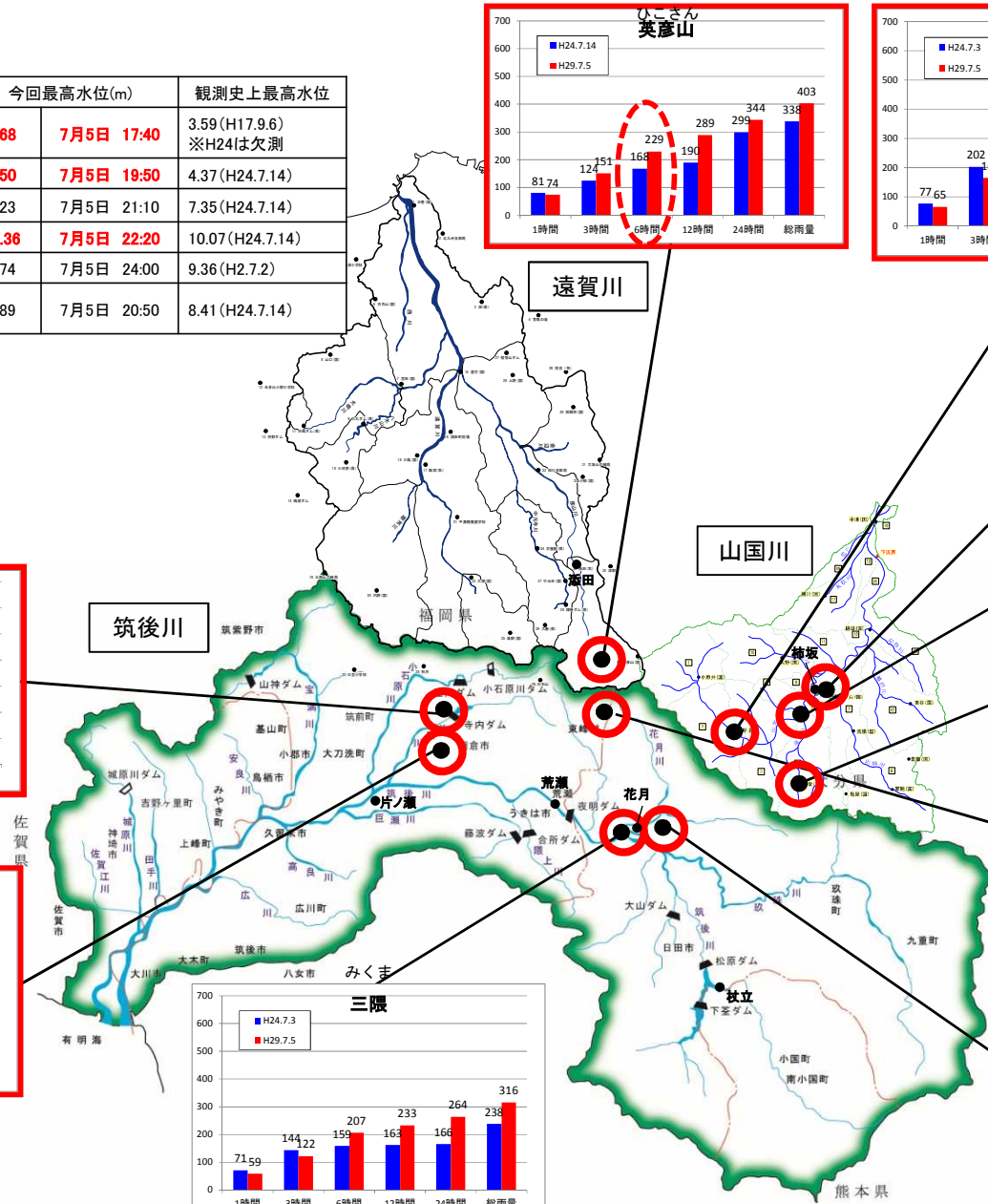
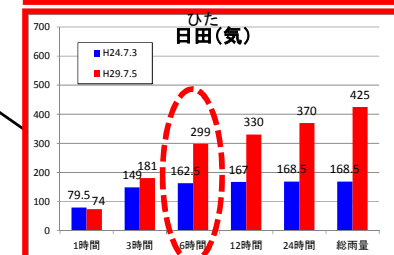
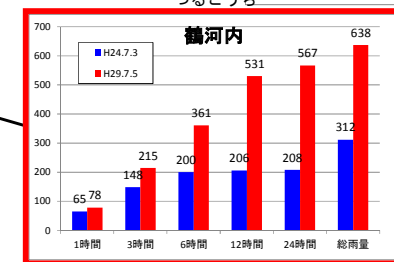
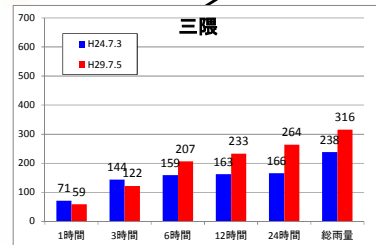
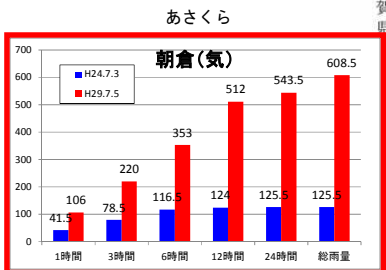
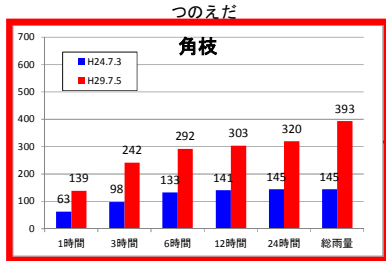
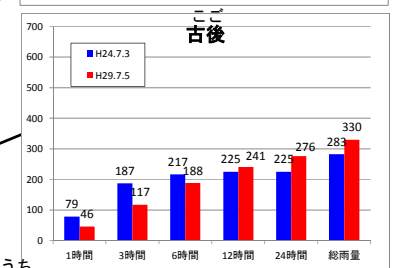
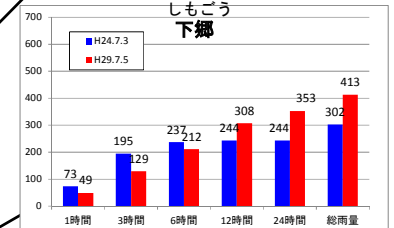
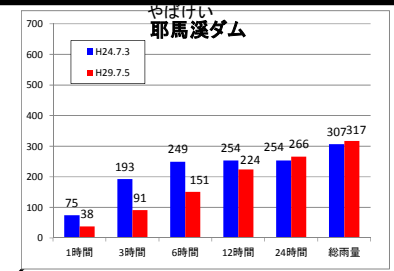
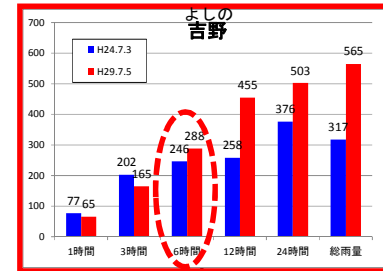
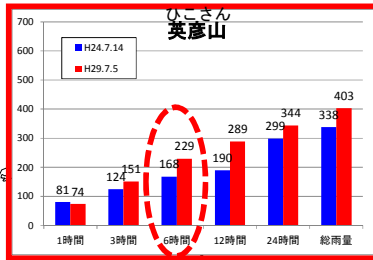
※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

7月5日からの梅雨前線による九州北部地方の大雨の状況－平成24年7月洪水との比較－

- 7月5日の昼頃から夜にかけて九州北部の福岡県から大分県にかけて強い雨域がかかり、短時間に記録的な雨量を観測し総雨量は500mmを超える大雨となった。
- 遠賀川の英彦山(ひこさん)雨量観測所において、6時間雨量が229ミリを記録し、平成24年7月14日の降雨量6時間168ミリを越える雨量を記録。
- 筑後川流域では、日田(ひた)雨量観測所(大分県日田市)において、6時間雨量が299ミリを記録し、平成24年7月3日の降雨量6時間163ミリを超える雨量を記録。
- 山国川流域では、吉野(よしの)雨量観測所において、6時間雨量が288ミリを記録し、平成24年7月3日の降雨量6時間246ミリを越える雨量を記録。
- 今回の大雨により国管理の水位観測所6地点において氾濫危険水位を超える洪水となり、遠賀川及び筑後川の3観測所において観測史上最高水位を記録。

氾濫危険水位超過地点

水系名	河川名	観測所名	今回最高水位(m)	観測史上最高水位
遠賀川	彦山川	添田(そえだ)	5.88	7月5日 17:40 3.59(H17.9.6) ※H24は欠測
筑後川	花月川	花月(かげつ)	4.50	7月5日 19:50 4.37(H24.7.14)
筑後川	筑後川	荒瀬(あらせ)	7.23	7月5日 21:10 7.35(H24.7.14)
筑後川	筑後川	片ノ瀬(かたのせ)	10.36	7月5日 22:20 10.07(H24.7.14)
筑後川	筑後川	杖立(つえだて)	6.74	7月5日 24:00 9.36(H2.7.2)
山国川	山国川	柿坂(かきさか)	6.89	7月5日 20:50 8.41(H24.7.14)



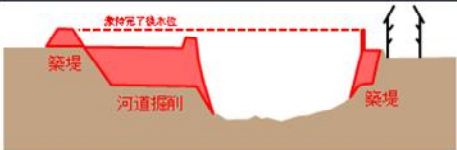
筑後川水系花月川の治水対策と今次出水の状況

- 平成24年7月出水による被害を受けて、平成24年7月出水と同規模の降雨があっても氾濫が生じないように、**激特事業※**を実施。
- 激特事業※では、築堤（川幅を部分的に約1.5倍）、河道掘削（高水敷を約2m切り下げ）、橋梁架替、固定堰の撤去などの対策を実施することとしており、平成24年7月出水と同規模の降雨があった場合、川の水位を約1.4m程度低下させ氾濫を防止するものであり、平成28年度末までに概ね完了していた。
- 今回の大雨では平成24年7月出水と比べて約1.6倍もの降雨となったが、これまでの治水対策により浸水面積は約3割減、床上浸水家屋数は約3割減とすることができた。
- 今後、洪水の氾濫の原因を早急に解明し、関係機関とも調整を図りながら、対策について検討・着手予定。 ※河川激甚災害対策特別緊急事業

激特事業の概要

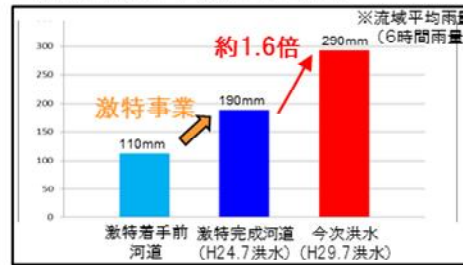
【事業概要】

- 事業内容：河道掘削、築堤、護岸、堰改築、橋梁改築等
- 期間：平成24年度～概ね5年間
- 全体事業費：97億円



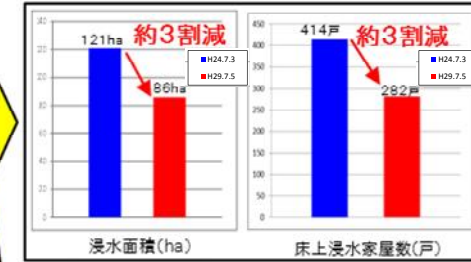
河道掘削、築堤及び横断工作物の改築により、平成24年7月出水と同規模の降雨に対して氾濫を防止

激特河道と今次洪水の降雨



※本資料の数値は速報値であり、今後の調査で変わる可能性があります

浸水被害の状況(H24出水との比較)



※本資料の数値は速報値であり、今後の調査で変わる可能性があります

**激特事業の進捗により
降雨量が増えても被害低減**

激特の整備状況

- H28年度までに整備済み
- H29整備箇所

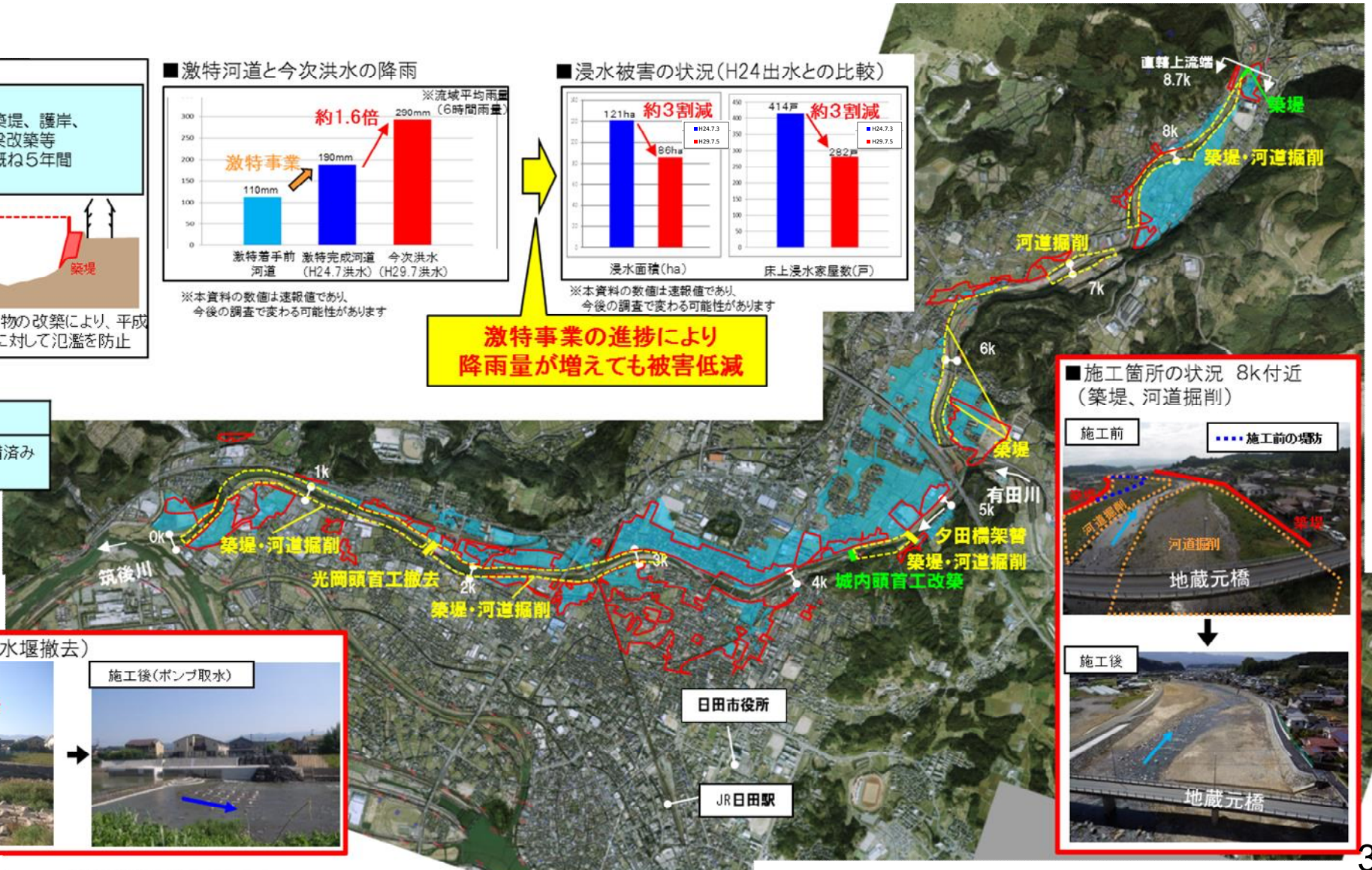
凡例

- H24浸水範囲
- H29浸水範囲

施工箇所の状況(取水堰撤去)

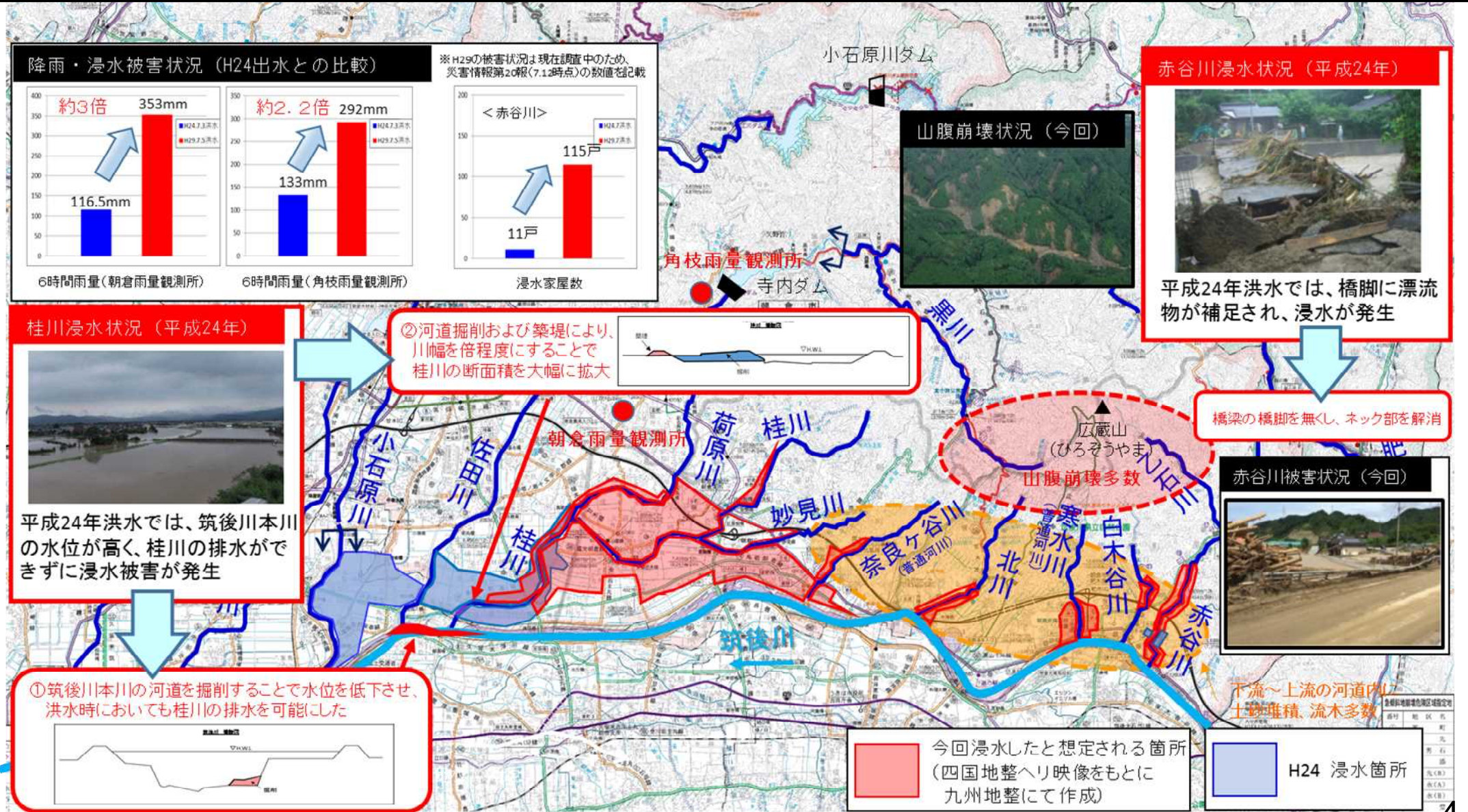


施工箇所の状況 8k付近 (築堤、河道掘削)



筑後川水系桂川等(県管理)の今次出水の状況

- 平成24年7月出水では、筑後川の支川の桂川などで主に内水被害が発生。今次出水では、平成24年7月出水で被害のあった場所ではほぼ被害が発生していない。
- 今回の大雨では、平成24年出水と比べて、朝倉雨量観測所では約3倍の降雨となり、山腹崩壊が生じて、大量の土砂や流木が流出し、甚大な被害が発生。
- 今後、今回の降雨量や土砂流出状況等について調査の上で、関係機関とも調整を図りながら、対策について検討・着手予定。



河川の被災状況と復旧の概要(国管理河川)

7/13
12:00時点

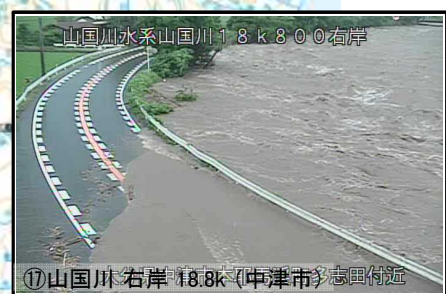
- 3水系4河川25カ所で溢水等が発生(浸水家屋は少なくとも915戸(現在確認されたもの); 浸水は全て解消)。;
- 4水系7河川33カ所で堤防洗掘、護岸損壊等が発生。被災規模が大きい4カ所で緊急復旧に着手し、2カ所完了。



7/10 18:00撮影



- ✕ 一般被害(浸水等の被害)
- ✕ 河川管理施設等被害(堤防等の被害)
- ✕ 上記のうち緊急復旧工事を実施中または完了した箇所
- 雨量観測所
- ▲ 水位観測所



7/10 18:00撮影



(注) 数値等は変更になる場合があります。

河川の被災状況の概要(県管理河川)

7/13
12:00時点

- ・ 福岡県、大分県等管理の3水系27河川で堤防決壊、溢水等が発生(浸水家屋は少なくとも391戸(現在確認されたもの))。
- ・ 10水系58河川で堤防決壊、護岸損壊等が発生。3河川で緊急復旧に着手。



② 大刀洗川(大刀洗町) 7/5 15:00撮影



③ 陣屋川 (大刀洗町) 7/5 17:00撮影



③ 陣屋川 (大刀洗町) 7/5 17:00撮影



⑭ 小野川(日田市)



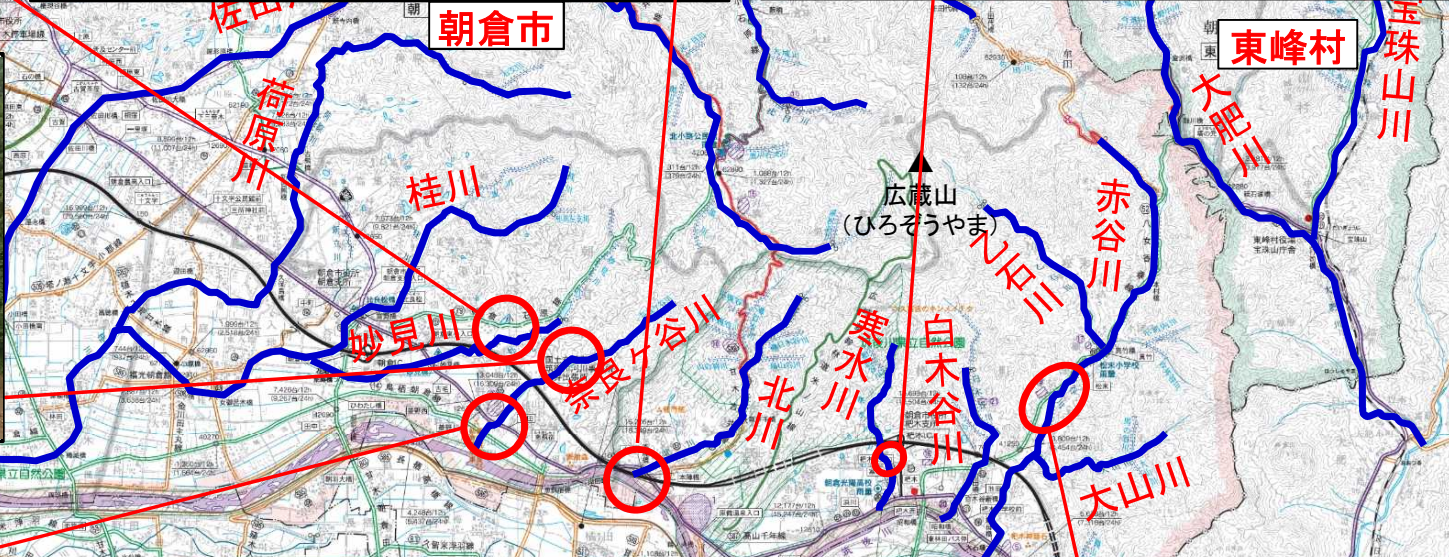
⑭ 小野川(日田市)



⑫ 大肥川(日田市) 7/6 12:00撮影

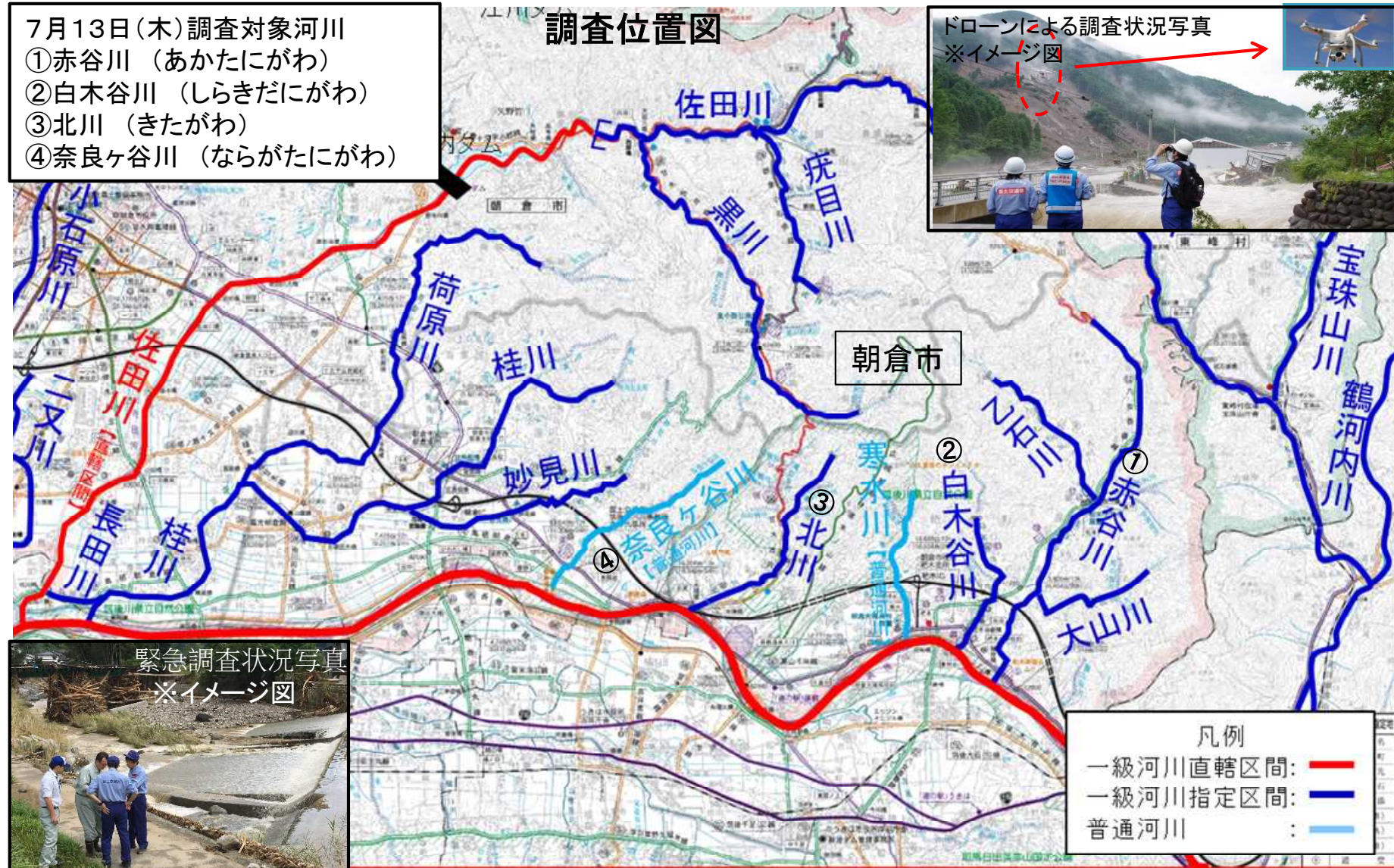
(注) 数値等は変更になる場合があります。

流木状況 (朝倉市・東峰村)



河川流木の緊急調査を実施（福岡県朝倉市内赤谷川等）

- ・今回の大雨により、福岡県朝倉市内を流れる赤谷川、奈良ヶ谷川等について、大量の流木が発生。
- ・河川流木の堆積状況について、国土交通省と福岡県は合同チームを結成し、7月13日（木）緊急調査を実施。

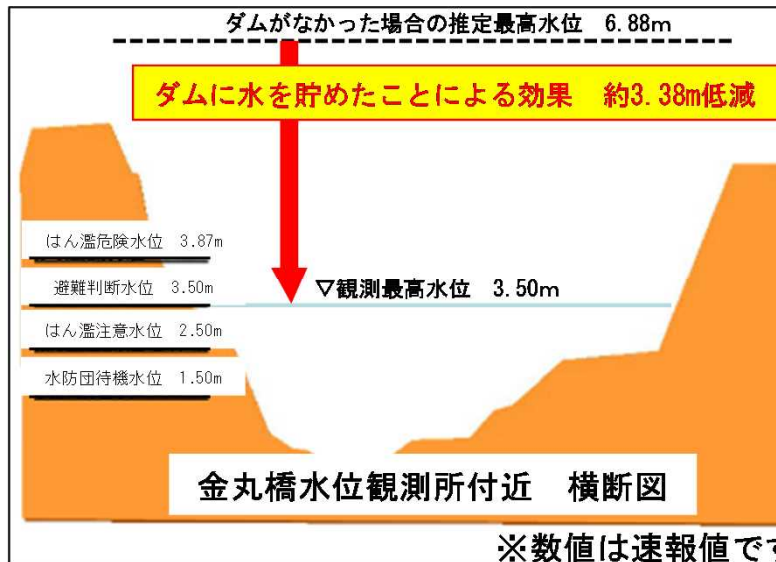
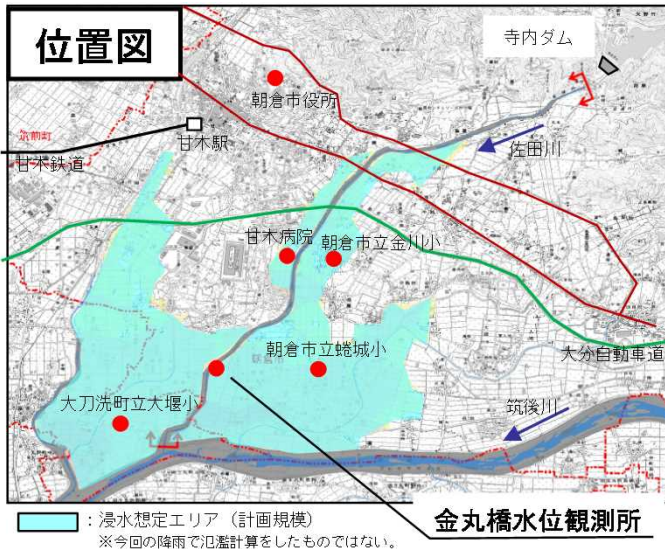


寺内ダムの防災操作による効果について

- 寺内ダム(朝倉市)では、平成29年7月5日から防災操作を行った。昭和53年の管理開始以降最大の流入量(約888m³/s)を観測したが、ダムに流れてくる水量の一部をダムに貯めることでダム下流へ流す水流を最大で約99%低減した。
- これにより、ダム下流の金丸橋水位観測所地点では、河川の水位を約3.38m低減させる効果があったと推測される。
- また、ダム貯水池で大量の流木を捕捉した。

【ダム諸元】

ダム型式：ロックフィルダム
 ダム高：83m
 堤頂長：420m
 総貯水容量：18,000千m³
 有効貯水容量：16,000千m³



流木捕捉状況